

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
43	令和7年度札幌市定額減税補足給付金(不足額給付金)の支給に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

札幌市は、令和7年度札幌市定額減税補足給付金(不足額給付金)の支給業務における特定個人情報ファイルの取扱いについて、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

札幌市長

公表日

令和7年7月29日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	令和7年度札幌市定額減税補足給付金(不足額給付金)の支給に関する事務
②事務の内容	<p>令和6年11月22日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、物価高騰の影響を受けた生活者を引き続き支援することとし、同年12月17日、「給付金・定額減税一体措置(令和5年度経済対策)」に基づく給付金に係る予算として6,443億円が計上された令和6年度補正予算が成立した。</p> <p>これを受け、札幌市では、令和7年第1回定例市議会において補正予算案を提出し、同年2月28日付けで可決されたことを踏まえ、令和6年度に実施した調整給付に際し、推計額を用いて算出したことにより結果として支給額に不足が生じた方等へ、令和7年度札幌市定額減税補足給付金(不足額給付金)の支給を行う。</p> <p>つについては、本給付金の迅速な支給のため、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>○令和7年度札幌市定額減税補足給付金(不足額給付金)の支給事務</p> <p>①不足額給付金対象者で、調整給付の支給実績がない者について公金受取口座の登録有無を確認する。</p> <p>②公金受取口座の登録有無に応じて、書類(支給のお知らせ・確認書)を送付する。</p> <p>③返送された確認書に基づき、支給要件を確認する(支給のお知らせ対象者は書類の返送を要しない)。</p> <p>④不足額給付金の支給を行う。</p>
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

システム4	
①システムの名称	システム基盤(個人基本)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、既存住基システムから住民基本台帳の情報を受領し、その住民基本台帳の情報を移転が認められた項目のみに再編成した上で、庁内の各システムに情報移転する機能を有する。情報移転は、スマートシティ推進部へ住民基本台帳ファイル利用申請を行い、承認を受けているシステムに対してのみ行う。</p> <p>1 既存住基システムからのデータ受領 既存住基システムのデータを受領し、承認を受けているシステムにのみ必要な項目を送信する。</p> <p>2 住民記録の異動情報の連携 随時(リアルタイム)で既存住基システムから送信されたデータを、要求に応じてシステム基盤(団体内統合宛名)や庁内各業務システムへ渡す。 ※当該異動データには個人番号が含まれるが、個人番号を利用しない業務システムに対しては個人番号を含まないデータ内容で渡す。</p> <p>3 システム基盤(市中間サーバ)への情報転送 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表に基づき、世帯情報をシステム基盤(市中間サーバ)へ転送する。</p> <p>4 職員認証・権限の管理 各システムで適切にアクセス制御を行えるよう、システムを利用する職員の認証情報を管理する。</p> <p>5 情報連携記録の管理 情報連携記録の生成・管理を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤(市中間サーバ)、団体内統合宛名、税宛名)</p>
システム5	
①システムの名称	システム基盤(税宛名)
②システムの機能	<p>札幌市のシステムであり、システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の情報を受領し税業務(個人住民税等)で活用する。個人(及び法人)の宛名情報、対応記録及び口座情報などを集約管理する。</p> <p>1 システム基盤(個人基本)からの住記異動情報連携 システム基盤(個人基本)から住民基本台帳の異動情報を受領し、必要に応じて情報を反映する。</p> <p>2 税宛名管理 税業務共通で利用する個人(及び法人)の情報を記録し、必要に応じて各システムへ情報連携する。また、住登外者の基本4情報(氏名・性別・生年月日・住所)を管理する。</p> <p>3 システム基盤(団体内統合宛名)連携 システム基盤(団体内統合宛名)にて、団体内統合宛名番号・個人番号・各業務で管理している番号の紐付け管理を行うために、税業務として把握した対象者について、税業務として管理している番号を連携する。</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> その他 (システム基盤(団体内統合宛名、個人基本)、庁内各業務システム)</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
令和7年度札幌市定額減税補足給付金(不足額給付金)情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項 別表135の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令第74条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> [実施する] <div style="margin-left: 20px;"> <p style="margin: 0;"><選択肢></p> <p style="margin: 0;">1) 実施する</p> <p style="margin: 0;">2) 実施しない</p> <p style="margin: 0;">3) 未定</p> </div> </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第10条 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表160の項及び第162条
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	札幌市保健福祉局総務部調整担当課
②所属長の役職名	調整担当課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
令和7年度札幌市定額減税補足給付金(不足額給付金)情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	不足額給付の支給要否を判定する必要がある者
その必要性	不足額給付の支給対象者を把握し、迅速かつ正確な給付金事業を実施するため。
④記録される項目	[50項目以上100項目未満] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [] 個人番号 [○] 個人番号対応符号 [○] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [○] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [] 国税関係情報 [○] 地方税関係情報 [] 健康・医療関係情報 [] 医療保険関係情報 [] 児童福祉・子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報 [] 生活保護・社会福祉関係情報 [] 介護・高齢者福祉関係情報 [] 雇用・労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校・教育関係情報 [] 災害関係情報 [○] その他 (公金受取口座情報、支給口座情報)
その妥当性	1 識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2 連絡先等情報:対象者の居住地等を把握するために保有 3 業務関係情報 ① 地方税関係情報:支給要件確認のために保有 ② 口座情報:給付金の支給口座の確認を行うために保有
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和7年6月10日
⑥事務担当部署	札幌市保健福祉局総務部調整担当課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input checked="" type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (デジタル庁) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()	
③使用目的 ※	不足額給付の支給対象者を把握し、迅速かつ正確な給付金事業を実施するため。	
④使用の主体	使用部署	札幌市保健福祉局総務部調整担当課
	使用者数	<input type="checkbox"/> 10人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法	不足額給付の支給口座を照会するために使用する。	
	情報の突合	
⑥使用開始日	令和7年7月2日	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所 ※

<札幌市における措置>

- 1 情報提供ネットワークシステムの情報照会内容、情報照会結果は、保存期間後に市中間サーバーが自動で削除する。保存期間については、地方公共団体情報システム機構が別途示すこととなっている。
- 2 誤った情報照会等により情報照会結果を残しておくのが不適切な場合には、業務担当者が、照会結果を削除することとなっている。

<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>

- 1 中間サーバー・プラットフォームは政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)に登録されたクラウドサービス事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウドサービス事業者が実施する。なお、クラウドサービス事業者は、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たしている。
 - ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けている。
 - ・日本国内でデータ保管している。
- 2 特定個人情報は、クラウドサービス事業者が保有・管理する環境に構築する中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。

7. 備考

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

照会用ファイル（公金受取口座）
レコード識別番号
情報照会者機関コード
団体内統合宛名番号
照会側不開示コード
事務コード
事務手続コード
照会委任元機関コード
提供委任元機関コード
情報提供者機関コード
特定個人情報名コード
情報照会条件
特定個人情報の項目コード

照会結果ファイル（公金受取口座）	
団体内統合宛名番号	取りやめ日時
処理通番	取りやめ事由コード
中間サーバー受付番号	取りやめ事由
中間サーバー受付明細番号	照会処理結果メッセージ
情報照会者機関コード	処理通番の枝番
情報照会者機関名称	特定個人情報名コード
照会委任元機関コード	特定個人情報名
照会委任元機関名称	特定個人情報の版番号
部署コード	情報照会条件
部署名称	照会ステータス（特定個人情報名単位）
事務コード	照会ステータス（特定個人情報名単位）名称
事務名称	提供の日時
事務手続コード	中間サーバー等登録日時
事務手続名称	不開示コード
情報提供者機関コード	不開示コード名称
情報提供者機関名称	照会処理結果メッセージ
提供委任元機関コード	特定個人情報の項目コード
提供委任元機関名称	特定個人情報の項目名称
受付日時	特定個人情報の項目の版番号
提供の求めの日時	特定個人情報の項目の確定時点
有効期間終了日	特定個人情報の項目の修正日時
照会ステータス（明細単位）	情報提供内容
照会ステータス（明細単位）名称	情報提供内容名称
照会側不開示コード	未設定事由
照会側不開示コード名称	

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
令和7年度札幌市定額減税補足給付金(不足額給付)情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	
リスク: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
情報提供ネットワークシステム以外を通じて特定個人情報を入手することはない。	

3. 特定個人情報の使用

リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p>1 給付金業務に関する宛名情報は、システム基盤(税宛名)に保存しており、事務で使用する部署の職員のみが当該情報にアクセスし、利用できる仕組みとなっている。</p> <p>2 給付金業務以外との情報連携を行うためには、札幌市情報公開・個人情報保護審議会による点検など札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第36号)に基づく手続きを行わなければならない。</p> <p>3 システム基盤(個人基本)との連携は、住民基本台帳に関する情報連携に限定する。</p> <p>4 システム基盤(団体内統合宛名)との連携は、番号制度に伴う、個人特定に必要な範囲に限定する。</p> <p>5 システム基盤(市中間サーバ)との連携は、番号制度に伴う、他の地方公共団体等との情報連携に必要な範囲に限定する。</p>
--------------	---

リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	--

リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク

ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢></p> <p>1) 行っている 2) 行っていない</p>
----------	---

具体的な管理方法	<p>1 発効管理</p> <p>① 職員ごとに必要最小限の権限が付与されるよう管理する。</p> <p>② アクセス権限の付与を行う際、実施手順に基づき、業務主管部門及びシステム保守担当部門が指定する対象者及び権限について、システム担当者が設定を行う。</p> <p>2 失効管理</p> <p>人事異動等によりアクセス権に変更が生じた場合は、実施手順に基づき業務主管部門は情報システム部門に対して、速やかに失効の申請を行う。</p>
----------	--

その他の措置の内容	システム操作記録として、いつ、どのユーザーが、誰の情報を、参照・更新したか、アクセスログを記録している。
-----------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[特に力を入れている] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	--

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<従事者が事務外で使用するリスク>

- 外部記憶媒体へのコピーを禁止している。また、外部記憶媒体利用制御システムにより外部記憶媒体が作動しないようにすることで、情報の不正な持ち出しを禁止している。
- システム操作記録を取得していることを周知して、定期的に事務外で使用することにに対する注意喚起を行っている。

8. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input checked="" type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 特に力を入れて行っている <input checked="" type="checkbox"/> 十分に力を入れて行っている <input type="checkbox"/> 十分に行っていない
具体的な方法	<p style="text-align: center;">＜選択肢＞</p> <p style="text-align: center;">1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p> <p>＜札幌市における措置＞ 本給付金事務にかかわる職員(会計年度任用職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間ごとに、必要な知識の習得に資するための研修(個人情報保護、セキュリティ対策に関する内容を含む。)を実施するとともに、その記録を残している。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p>
10. その他のリスク対策	
<p>＜札幌市における措置＞ 情報システム部門が管理するサーバ室にて、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、情報システム部門と委託業者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p> <p>＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市総務局行政部行政情報課
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求について受け付ける。
③法令による特別の手続	-
④個人情報ファイル簿への不記載等	-
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	郵便番号060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市保健福祉局総務部調整担当課
②対応方法	問合せの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年6月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	-
②実施日・期間	-
③主な意見の内容	-
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	-
②方法	-
③結果	-

(別添2) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明